

伊藤ハム健康保険組合
理事長 松崎 義郎



規 程 の 改 定 に つ い て

掲題の件について、さる2月20日に開催された第170回組合会で議決され、近畿厚生局への届出が完了しましたので公告します。

いずれの規程についても施行期日は、平成30年3月1日です。

改定の理由等については「続紙1」に、新旧条文対照表については「続紙2」に記載しておりますのでご参照ください。

なお、このことに関連する当組合のホームページのコンテンツの改修・公開は、本公告と同時にっております。

以上

規程改定の理由（続紙1）

①個人情報保護管理規程

本規程については、個人番号（マイナンバー制度）導入に伴い、平成28年2月に健保連の規程モデルを参考に新設し、4月1日から施行となった。その後、改正個人情報保護法の全面施行日：平成29年5月30日に合わせ改定を行った。

しかしながら当初より、第16条第3号の条文中に“配達記録郵便”の記載があり、この制度は平成21年に廃止となったため、現在は簡易書留に替えている。簡易書留も書留郵便の一種であるため、この語句を抹消するもの。

また、附則の施行期日の起点を表す格助詞は、“より”ではなく“から”を使うこととされているため、訂正するもの。

②システム等運用管理規程

本規程についても、個人番号（マイナンバー制度）導入に伴い、平成28年2月に健保連の規程モデルを参考に新設し、4月1日から施行となった。その後、健保連のモデル規程の改定に合わせ、平成29年4月1日に改定を行った。

第4条第5号中の“任命”をより適切な“任免”に訂正し、第19条第1項中の“(以下、「VPN」という)”は後続の条文で引用がないため、この語句を抹消するもの。

また、上記規程と同様に附則の施行期日の起点を表す格助詞を訂正するもの。

③個人情報の利用目的の公表について

本規程についても、個人番号（マイナンバー制度）導入に伴い、平成28年2月に健保連の規程モデルを参考に新設し、4月1日から施行となった。その後、健保連のモデル規程の改定に合わせ、平成29年4月1日に改定を行った。

第7項の第3段目の条文の一部について、健保連のモデル規程に合わせ、より適切なものにするもの。

また、上記2規程と同様に附則の施行期日の起点を表す格助詞を訂正するもの。

新旧条文対照表（続紙2）

①個人情報保護管理規程

新	旧
<p>(開示手数料)</p> <p>第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。</p> <p>(1) レセプト並びに保有個人データの開示申請に係る手数料（以下「開示手数料」という。）は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき1000円を徴収する。</p> <p>(2) 開示申請後、開示決定した場合は、開示手数料のほか、開示実施手数料としてA4文書1枚につき50円を徴収する。</p> <p>(3) 郵送を希望する場合には、郵送料（書留郵便）相当額を徴収する。</p>	<p>(開示手数料)</p> <p>第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。</p> <p>(1) レセプト並びに保有個人データの開示申請に係る手数料（以下「開示手数料」という。）は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき1000円を徴収する。</p> <p>(2) 開示申請後、開示決定した場合は、開示手数料のほか、開示実施手数料としてA4文書1枚につき50円を徴収する。</p> <p>(3) 郵送を希望する場合には、郵送料（書留郵便、<u>配達記録郵便</u>）相当額を徴収する。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この規程は、平成28年4月1日<u>から</u>施行する。 ・この規程の改定は、平成29年5月30日<u>から</u>施行する（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第14条、第16条、第22条（新設）、別表1（全面改定）、別表2、様式第1号（追加）、様式第2号（追加））。 ・<u>この規程の改定は、平成30年3月1日から施行する（第16条）。</u> 	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この規程は、平成28年4月1日<u>より</u>施行する。 ・この規程の改定は、平成29年5月30日<u>より</u>施行する（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第14条、第16条、第22条（新設）、別表1（全面改定）、別表2、様式第1号（追加）、様式第2号（追加））。

②システム等運用管理規程

新	旧
<p>第4条 データ保護管理者は以下の責務等に基づいて実務を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 情報システム及びデータを取扱う担当者として、当該取扱が必要となる業務ごとに「事務担当者」を任<u>免</u>し、アクセス権限を付与する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第4条 データ保護管理者は以下の責務等に基づいて実務を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 情報システム及びデータを取扱う担当者として、当該取扱が必要となる業務ごとに「事務担当者」を任<u>命</u>し、アクセス権限を付与する。</p> <p>(後略)</p>
<p>(ネットワーク管理)</p> <p>第19条 情報システムのネットワーク（以下、「LAN」という）は、インターネット、仮想プライベートネットワーク等の組合の外部と情報交換ができるネットワークとは技術的な安全対策を適用した上で接続するものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(ネットワーク管理)</p> <p>第19条 情報システムのネットワーク（以下、「LAN」という）は、インターネット、仮想プライベートネットワーク（<u>以下、「VPN」という</u>）等の組合の外部と情報交換ができるネットワークとは技術的な安全対策を適用した上で接続するものとする。</p> <p>(後略)</p>

<p>附 則 (施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> この規程は、平成28年4月1日 <u>から</u> 施行する。 この規程の改定は、平成29年4月1日 <u>から</u> 施行する(第12条、第25条、第27条)。 <u>この規程の改定は、平成30年3月1日から施行する(第4条、第19条)。</u> 	<p>附 則 (施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> この規程は、平成28年4月1日 <u>より</u> 施行する。 この規程の改定は、平成29年4月1日 <u>より</u> 施行する(第12条、第25条、第27条)。
--	--

③個人情報の利用目的の公表について

新	旧
<p>7 特定個人情報について</p> <p>特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。</p> <p>特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。</p> <p>なお、<u>番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>7 特定個人情報について</p> <p>特定個人情報とは、個人番号(通称マイナンバー)(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む)をその内容に含む個人情報を指します。</p> <p>特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する(例:健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける)等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。</p> <p>なお、<u>上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> この規則は、平成28年4月1日 <u>から</u> 施行する。 この規則の改定は、平成29年4月1日 <u>から</u> 施行する(第3項、第7項)。 <u>この規則の改定は、平成30年3月1日から施行する(第7項)。</u> 	<p>附 則 (施行期日)</p> <ul style="list-style-type: none"> この規則は、平成28年4月1日 <u>より</u> 施行する。 この規則の改定は、平成29年4月1日 <u>より</u> 施行する(第3項、第7項)。